

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果

(児童発達支援事業所)

1 評価機関

名 称	NPO法人 ヒューマン・ネットワーク
所 在 地	千葉県船橋市丸山2-10-15
評価実施期間	令和5年12月20日 ~ 令和6年3月29日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	船橋市こども発達相談センター ひまわり親子教室 フナバシシコドモハッタツソウダンセンター ヒマワリオヤコキョウシツ		
所 在 地	〒273-0033 千葉県船橋市本郷町457-1 西部消防保健センター5階		
交 通 手 段	JR総武線 西船橋駅より徒歩10分 京成本線 京成西船駅より徒歩15分		
電 話	047-336-6637	F A X	047-335-2844
ホームページ	https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/hattatsu/003/p001223.html		
経 営 法 人	船橋市		
開設年月日	平成12年10月		
事業所番号	1252800816	指定年月日	令和2年4月1日
提供しているサービス	・児童発達支援		

(2) サービス内容

サービス名	定員	内容
児童発達支援	24名	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与する。

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	3	5		
専門職員数	保育士			
	8			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	・入室希望の方は、見学・面接の後、利用契約をします。利用契約には、通所受給者証が必要となります。(児童福祉法に基づき、利用料金をお支払いいただきます。無償化対象児童の利用料金の負担はありません。)		
申請窓口開設時間	平日9時から17時まで		
申請時注意事項			
相談窓口	電話、来室等に受付		
苦情対応	窓口設置	施設に苦情受付担当者を設置	
	第三者委員の設置	船橋市地域福祉課を第三者委員として設置	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>保護者と一緒に通う中で</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活リズムの確立や基本的な生活習慣の獲得を目指します。 2. いろいろな遊びを通して、運動機能や情緒の発達を促します。 3. 親子関係を深め、友達や周りの大人と一緒に遊ぶ楽しさを知らせます。 4. 保護者の方々に心身の発達を促すための助言や相談に応じます。
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子通園での集団療育です。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>ことばが遅れている、落ち着きがなく動き回る、目が合いにくい…。</p> <p>そんな時、親子教室では遊びやいろいろな経験を通して周囲への興味や関心を広げ、保護者以外の大人やお友達とも、安心して関わられるようにお手伝いをしていきます。</p> <p>お気軽にお問合せください。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

ひまわり親子教室

評価機関名 NPO法人ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること(評価の高い点)

1.個々の子どもの成長発達にふさわしい療育プログラムが実施されている

当親子教室は、子どもの成長に不安を感じている保護者が療育を開始する場所として、保護者の思いに寄り添う丁寧な関わりを行っている。療育を進める時も、目の前の一人ひとり子どもの様子を共有し、保護者と共に子どもの支援を行なっている。保護者も一緒に楽しいと感じられるような療育を大事にしている。年間カリキュラムや日々のプログラムは、これまでの実践の蓄積を活かして、保育室全面を使ったダイナミックなサーキットやペープサートなど、子どもたちが無理なく集中して取り組める内容と課題が工夫されている。個々の子どもの発達の状況を職員間で共有し、その子どもの生活(生活リズム・食事・排泄・コミュニケーションなど)に即した個別の支援を重視している。

2.保護者の思いや状況に寄り添った丁寧な対応に心がけ、保護者と共に子どもの成長を支え合う関係が構築されている

週2回の母子通園による集団療育のため、受け入れ時や日課である散歩および昼食時には保護者と職員が対話する機会がある。保護者が「今日は来てよかった」と思える日になるよう、職員は保護者の話を傾聴し思いや状況に寄り添うことを大切にしている。昼食後は母子分離した「語らいの場」を設定しており、保護者同士が情報交換しながら交流を深め良好な関係性を築く場となっている。療育では子どもの生活リズムの確立と基本的な生活習慣の獲得、遊びを通して運動機能や情緒の安定、社会性の育みに繋がる支援内容と適切な助言を丁寧に伝えると共に、親子関係の構築を大切にしている。職員は、ひまわり教室が保護者にとって安心と信頼できる居場所となり、共に考え支え合いながら子どもの成長を支援していけるよう努めている。

3.全職員が熱心に専門研修を受け、日々実践の振り返りを行い、支援の質向上に努めている

障害児関係の団体や自治体の実施する、TEACCHプログラムのセミナー、自閉症連続基礎講座、自閉症研修、発達障害研修、ポーター早期教育プログラム研修、グループ指導カリキュラムセミナー等々の専門研修に熱心に参加している。また、内部研修としては、外部講師による各クラスの療育内容の評価、心理士・理学療法士・言語聴覚士・作業療法士等の専門職の巡回時の指導、職員会議で研修の報告共有等行っている。療育実践を通じた職員育成としては、各クラス4人で日々の療育内容について良かった点、改善したい点を話し合い、また、互いのクラス内容を見学し合って参考にしている。保育に関して専門知識を有するスタッフ8名が療育の専門研修を受け、日々療育内容を評価反省し、実践経験が豊富であり、療育支援の専門性は高いと思われる。

さらに取り組みが望まれるところ(改善点)

1. こども発達相談センターの専門職との連携強化を望みたい

当事業所はこども発達相談センターの事業の位置づけで、専門職の心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等はセンターに依存している。専門職の巡回は年1～2回であり、保護者からは「専門職による指導が少ない」と改善要望が強い。職員は専門研修を受け、経験を積み療育の専門性は高いと思われるが、障害の専門家による子どもの特性の説明や今後の見通しなどの相談の要望が高いと思われる。今後一層、こども発達相談センターの専門職と当事業所との連携強化が出来るように望みたい。

第三者評価報告書

令和6年2月14日

事業所 ひまわり親子教室

		チェック項目	はい	いいえ	コメント
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		<ul style="list-style-type: none"> ・利用1日定員24名に対して2部屋あり、指導室1は82.2㎡ 指導室2は79.0㎡、多目的室36.8㎡である。1人当たり6.7㎡で児童発達支援事業所基準の2.47㎡以上である、親子参加なので倍としても4.94㎡となり基準を満たしている。 ・運動する場合や個別対応の必要な場合には、遊具や棚を移動し、また、衝立を使用してスペースを確保している。
	②	職員の配置数は適切である	○		<ul style="list-style-type: none"> ・1日の定員は24名、1クラス12名2クラスに対して、管理者兼児童発達支援管理責任者1名、保育士7名合計8名、1クラス4名の配置で運営している。 ・管理者も1クラスの現場に毎日入っているため、管理者はフリーとして9名体制で全クラスの把握などマネジメント機能の向上が望まれる。
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達への情報伝達配慮として、靴入れ、朝の支度案内、手洗い場、遊びの案内など絵や絵カードを使って視覚支援を行っている。 ・施設内はバリアフリー構造であり、玄関や廊下は点字ブロックを配置している。
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		<ul style="list-style-type: none"> ・施設は建物の5階にあり光に恵まれ明るい部屋で空調設備が良く居心地の良い空間である。また、掃除専門のスタッフが常時清掃し、消毒や換気が徹底され清潔な空間が維持されている。 ・子ども達の活動に応じ、棚や衝立を移動し、適した空間を作り、段ボールの手作りのお家やトンネルで居心地の良い居場所づくりなど工夫している。
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参加している	○		<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援計画に基づき、日々の療育内容や支援方法などクラスごとに話し合い、次の計画に反映し、毎月の職員会議にて全職員で共有している。 ・事業所の活動は子どもの発達支援、家族支援、地域支援等とそのための職員の育成がある。PDCAサイクルをより有効に活用するためには各活動の目標を具体的に設定することが望ましい。
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者より事業所評価を頂き集計を市のホームページや各クラスに提示している。 ・保護者の評価と意見を基に全職員で出来ることを話し合い業務改善に繋げている。具体的には部屋が狭い、人数が多い、専門家の支援の充実等の要望があり、出来ることを実行している。専門家の支援はこども発達相談センターとの連携強化であり、センターの体制の強化で実現が望まれる。

	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○	・事業所自己評価を行い、保護者の事業所評価とともに、ホームページに公表している。
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○	・今年度実行中である。
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児関係の団体や自治体の実施する研修に熱心に参加している。県のTEACCHプログラム研究会のセミナーに1名参加、自閉症連続基礎講座に4名参加、県教育センターの自閉症研修に1名参加、発達障害研修に1名参加、ポーターズ早期教育プログラムに2名参加、グループ指導カリキュラムセミナーに2名参加、県のアレルギー疾患研修に5名参加する等々、熱心に専門知識を習得している。 ・内部研修としては、外部講師による各クラスの療育内容の評価、心理士、PT・OT・STの巡回時の助言、職員会議で研修の報告共有等行なっている。 ・OJTとしては、各クラス4人で日々の療育内容について良かった点、改善したい点を話し合い、また、互いのクラス内容を見学し合っ参考にしてしている。 ・保育に関して専門知識を有するスタッフ8名が障害児の専門研修を受け、日々療育内容を評価反省し、経験年数は4年～10年と豊富なので、支援の専門性は高いと思われるが、子どもと保護者のニーズに応えるためにさらなる資質向上を目指して欲しい。
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長に不安を持つ保護者が、初めて療育を開始する窓口として、保護者の気持ちに寄り添った受け入れを行なっている。 ・見学の受け入れと園の療育内容の説明を中心に、時間をかけて丁寧入室面接を行い、利用者のニーズと課題を把握している。 ・職員全体で情報共有と分析を行い、児童発達支援計画を作成している。
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○	<ul style="list-style-type: none"> ・こども発達相談センターの心理職による、希望者への心理相談及び発達診断の結果を、職員に情報提供している。 ・TEACCHプログラムやポーターズ早期プログラム、ABA（応用行動分析）、マカトン法など多様な手法を学び、個々の子どもの行動の理解と支援方法を探っている。 ・全職員による個々の子どもの情報共有と分析を行うとともに、日々の療育の状況は、クラス担当を中心に合議を経て個別に記録されている。
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康・生活」は、個々の子どもの生活リズムや生活習慣の確立を保護者と共に進めている。 ・「運動・感覚」は、身体の基本作り（散歩等）や感覚遊び等に取り組んでいる。 ・「認知・行動」は、個々に応じて感覚の活用、情報の収集、行動の習得をねらいとした療育プログラムを準備している。 ・「言語・コミュニケーション」としては、絵カードやサイン言語など工夫して、人との交互作用を広げている。 ・「人間関係・社会性」は、親子遊びなどを通じて身近な人との信頼関係を形成し、集団活動へとつなげている。

			<ul style="list-style-type: none"> ・「家族支援」や「地域支援」は、保護者・子どもの進路についての相談など、ニーズに沿った支援内容が今後の課題である。
⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の支援計画は、保護者の承認を受けて、職員で共有されて、日々の療育プログラムに具体化されている。 ・療育内容は親子通室の強みを活かしており、保護者と共に療育を進める中で、その子どもの興味や関心、ふさわしい支援や関わり方、子どもと共に楽しい時間を味わうことなど、保護者と共に考えて探っている。
⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	○	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の療育プログラムは、年間カリキュラムをもとに、子どもの状況に応じてクラス担任が作成している。 ・基本になる子どもの理解について、全職員が意見を出し合い、相互に学び合って、より良い支援方法やプログラムを見つけている。
⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○	<ul style="list-style-type: none"> ・活動プログラムをもとに週のプログラムを作成し、変更の必要な時は、職員間で協議して行っている。 ・個々の子どもが理解して、主体的に落ち着いて取り組めることをねらいとしているため、活動プログラムは、3週程度を目安に、内容を見直している。
⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援計画は、食事指導や感覚遊びなど、個別に支援を必要とすることの多い活動と、身近な人との楽しい関わりを支えにしながら、クラス全体で行う集団活動を組み合わせ作成している。 ・具体的には、個々の子どもの状況を判断して、支援目標・支援内容を設定している。
⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員の朝礼後、クラスごとのミーティングを行い、各部屋の環境設定等、その日の療育の準備を行なっている。 ・子どもの状況とねらいに応じて、チームとして素早く的確な行動ができています。
⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の療育後に、クラスごとで今日1日の活動の振り返りのミーティングを行っている。 ・全職員で子どもについて気付いた点や、保護者からの情報、療育プログラムの内容についての意見を出し合い、次回の療育に活かしている。
⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の子どもの経過記録は、児童発達支援計画に定めた目標や支援内容に即して、日々細かく状況を記録している。 ・記録内容は、他の職員とも共有され、担当が気付かなかったことなどを加えていくことができています。 ・職員は支援計画と日々の経過記録を共有することで、子どもや保護者への関り方を的確に判断することができています。
⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの事前の意向アンケートを受けて面接を実施し、支援の経過を共に振り返り、達成度と今後の具体的な支援内容を確定することで、定期的なモニタリングが行われている。 ・個々のモニタリングシートで、現時点での達成度と今後の支援内容を明確にして、保護者と確認している。
㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している		<ul style="list-style-type: none"> ・現在、障害児相談支援事業所の利用者は、12月に入室した1名だけなので、まだサービス担当者会議は開催されていない。 ・今後、会議が開催された際には、該当の子どもの状況を把握している職員の参加を予定している。

②②	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○	・保護者の承諾を得た上で、保健センター、こども発達相談センター、船橋市子育て世代包括支援センター「ふなここ」、家庭児童相談室などそれぞれに在籍する保健師、心理士、保育士などと連携し情報共有を図っている。得た情報は職員間で共有し、日々の子どもの療育や保護者対応に活かし継続的支援に努めている。
②③	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている		該当なし
②④	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている		該当なし
②⑤	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	・保護者の承諾を得た上で、2月に併用保育園に見学に向い、保育園で過ごす子どもの様子の見学と情報交換をおこない、子どもの状況に応じた保育と療育支援内容の相互理解を図っている。 ・3歳児に進級し児童発達支援センターに移行する際はモニタリングシート、評価シート、卒室連絡票を送付すると共に、必要に応じて口頭で引継ぎをおこない継続支援に繋げている。
②⑥	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	・年長児の就学に向けて、教育センターで定められた書式に必要な事項を記載し、保護者に記載内容を確認していただき署名の上、就学先に送付し継続支援に繋げている。
②⑦	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○	・こども発達相談センターの専門職と連携し、保護者や職員は相談および助言が受けられる体制となっている。 ・心理士は療育の様子を見学した後、保護者が事前に記載した相談表を見ながら保護者の子育ての悩みの相談に応じている。 ・理学療法士や作業療法士、言語聴覚士から遊びやかかわりについて助言を受け、保護者、職員は日々の療育や子育てに活かしている。 ・心理相談や巡回の機会が年1回から2回と少なく、保護者や職員から専門職との緊密な連携を望む声が聞かれており、今後、体制の見直しが望まれる。
②⑧	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	○	・交流を受け入れていただける園はないが、児童ホームを利用し障害のない子どもと同じ場所で遊べるようにしている。 ・今後、3歳以上児のともだちクラス(母子分離クラス)の時間帯を活用し、交流の機会に繋がりたいと考えている。
②⑨	(自立支援) 協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○	・自立支援協議会や地域の子ども・子育て会議には、こども発達相談センターの所長、心理士、理学療法士、保育士が出席し、子育て支援センター、療育支援課、家庭児童相談室などの関係機関と連携して地域の支援体制を図っている。
③⑩	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○	・保護者の状況に寄り添うことを大切にし、お互いに話しやすい関係性の構築に努めている。 ・児童発達支援計画やモニタリングシートの記載内容を共有し、保護者の意向を確認しながら、子どもの発達の状況や課題について共通理解を図っている。

保護者への説明責任等			<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の登室時、散歩や昼食時などの時間を活用して子どもの状況を保護者と伝え合い、一人ひとりの子どもの支援目標に向けた日々の支援内容の説明とかかわりの留意点を助言し、子どもの育ちを保護者と共に考え支え合えるよう努めている。 ・年間や月間カリキュラムに位置づけている親子遊び、リズム遊び、運動、体操、手遊び、感覚遊びなどを「今週の活動」として室内に掲示し、保護者が子どもと共に活動に参加し子どもの発達を支援しやすいよう配慮している。
	⑳	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回、保護者向け講演会を開催している。講演会当日は保護者が参加しやすいように、職員が子どもの保育をおこなうなど配慮し多くの参加者がある。 ・セミナー紹介のポスターを掲示したり、子どもの発達に関する図書の貸し出しをおこない、障害に関する理解や知識が得られる環境を工夫している。 ・昼食後は母子分離の時間として保護者同士の「語らいの場」を設定している。保護者同士が自由に語らい情報交換と交流を深める場となっている。
	㉑	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子教室の概要、児童発達支援内容、職員体制、協力医療機関、利用者負担額、苦情受付の仕組み等について記載した重要事項説明書や利用契約書を用いて、面接および契約時に説明し理解が得られるようにしている。
	㉒	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約に際して保護者が記載したフェイスシートと面談時に得た情報および入室後一か月程の観察期間を通して把握、確認した子どもの状況を基に児童発達支援計画を作成している。支援計画の内容は現在の様子・生活と遊び・支援目標・支援内容・保護者の意向などである。 ・支援計画作成後、概ね3か月から6か月の間におこなう保護者とのモニタリング面接の内容をモニタリングシートにまとめ、双方で現状と今後の支援内容を確認しあい署名にて同意を得ている。
	㉓	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週2回の相談日を設定する他、電話相談をいつでも受け付け保護者からの子育てに関する悩みや相談に応じる体制を整えている。 ・相談依頼があった場合はプライバシーに配慮するとともに、保護者の状況に応じた柔軟な対応に努めている。 ・保護者の状況や様子に気になることがあった場合には職員から声をかけたり電話するなどして保護者の悩みに寄り添い必要な助言と支援をおこなうよう努めている。 ・相談日を利用するケースは少なく、保護者からは精神的サポートを望む声が聞かれるため、体制や方法に工夫が望まれる。
	㉔	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者同士の情報交換やコミュニケーションの場を母子分離の時間を作って提供し、子育ての情報交換などを通して交流し合い、安心して子育てをおこなえるよう支援している。 ＊2・3歳児クラス：昼食後～13時まで ＊1歳児クラスは1時間の療育（昼食なし）の為、母子分離の時間設定はないが、朝の自由あそびの時間に保護者同士が関わり合えるよう環境づくりに努めている。
㉕	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談日の日程を掲示し、保護者に周知している。 ・今年度の相談日は週に2回、月に8回程度設けている。相談日以外の申し出も可能な限り対応している。 ・気になるケースがある場合はこちらから面談や電話相談の機会を作 	

	る		<ul style="list-style-type: none"> り、子育ての不安感を受け止めサポートできるように努めている。 ・電話による相談等は迅速に随時対応している。 ・利用者からは子どものペースや興味に合わせた遊びの工夫に感謝の声が寄せられている。一方で子育ての悩みやもやもや感を解消できるような相談しやすい環境を望む声もあり、相談環境の改善が望まれる。
	③⑦ 定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月予定表をクラス毎に発行し、必要な情報を保護者に発信している。 ・行事等のお知らせは、クラスや年齢に応じた持ち物などについて、詳しく明記したものをその都度配布している。
	③⑧ 個人情報の取扱いに十分注意している	○	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、行政主催の情報セキュリティ研修を全職員が受講し、個人情報の取扱いに関する理解を深め十分に注意し管理している。また、誓約書に各自署名している。 ・個人情報の含まれる書類等は、鍵付きの所定の場所で保管している。 ・保護者には、個人情報取り扱いに関する内容を入室時に周知し同意を得ている。また、写真を撮影する場合は、その都度保護者に了承を得ている。
	③⑨ 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○	<ul style="list-style-type: none"> ・日々、子どもや保護者に寄り添った支援を考え、情報伝達の方法を工夫し取り組んでいる。 ・伝えるタイミング、ポイントを絞る、傾聴する、ゆっくり話す等に配慮し伝達している。 ・日本語でのやりとりが難しい場合は、翻訳タブレットやポケトークの使用、筆談等で意思の疎通に努めている。
	④⑩ 事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所のねらいや目的、子どもの安全、健康管理等を重視すると、事業所の行事に地域住民を招待する等は難しく、実施していない。感染症など今後の状況を踏まえ、できることを検討していきたいと考えている。
非常時等の対応	④⑪ 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は感染症対策に重点をおき、職員や保護者に周知し対応した。入室時は手洗いを徹底し、椅子は個人用として記名して使用し、共有の運動用具などは使用後に消毒している。 ・防犯対策としては施錠の徹底や防犯カメラを設置している。戸外活動時は周囲の安全確認を徹底し、遊ぶ前には親子にルールを伝え安全に遊べるよう配慮している。 ・「非常時災害対策計画」を入室時に保護者に説明し配布している。その中で「避難情報発令時の施設休所基準」も明記し、運営している。今後に向けては、災害発生後の事業継続計画（BCP）の策定が望まれる。 ・「社会福祉施設避難確保計画（水害・土砂災害）」を作成し、地域の特性を踏まえた訓練をおこなっている。 ・療育支援課作成の「災害時等緊急対応マニュアル」に示された、地域の避難場所を散歩時に保護者に周知している。
	④⑫ 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○	<ul style="list-style-type: none"> ・シェイクアウト訓練を毎月実施し、親子で身を守る行動を身に付けていけるよう取り組んでいる。 ・また、様々な災害を想定し、年に4回避難訓練を実施している。その内の1回は消防署協力の下で通報訓練、消火訓練をおこない、指導を受けている。 ・その他、西部消防保健センター全館で年1回、職員対象の避難訓練を実施し、AEDの実践訓練をおこなっている。

④③	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○	<ul style="list-style-type: none"> ・入室時に服薬やてんかん発作等の状況把握をおこなっている。 ・予防接種の確認はおこなっていないが、グループ活動であることを鑑みて、今後の検討を考えている。
④④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食はお弁当持参となっているため、医師の診断書に基づく対応については該当なし。 ・遊びの教材として小麦粉粘土等を使用する場合もあるため、アレルギーの有無については把握し、安全に配慮して対応している。
④⑤	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハット事例集は療育支援課が作成し、課内事業所で共有している。事業所内においても、日常のヒヤリハット報告を積極的に集め、報告内容を分析して原因を読み取り、療育中の事故や危険を発見し回避できるよう、取り組みを望みたい。
④⑥	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は、虐待を防止するための研修を1回受講した。受講後は「虐待防止体制整備チェック」「職員セルフチェック」を実施し、適切な対応に向け、施設全体で取り組んでいる。 ・「虐待防止のための指針」を令和5年3月17日に施行。
④⑦	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○	<ul style="list-style-type: none"> ・親子教室であり、身体拘束は想定されないため、保護者への事前説明や児童発達支援計画への記載はおこなっていない。 ・非常災害時や緊急に危険回避を要する事態を想定し、親子の命を守る行動制限については、組織的に決定しておくことが望まれる。